

申告は、正しく・お早めに

所得税・住民税の申告期間は2月16日～3月15日

平成12年度所得税・住民税申告相談日程表

(時間 午前9時30分～午後4時)

地 区	申 告 会 場	期 日	申 告 対 象 地 区
盛 里	盛里地域コミュニティセンター	2月16日(水)	盛里地区全域
宝	宝地域コミュニティセンター	17日(木)	金井・中津森・厚原・平栗・加畑
		18日(金)	下大幡・上大幡・高畑
禾 生	田野倉公民館	21日(月)	田野倉全域
全 地 区	市役所大会議室	22日(火)	市内全域(税務署出張相談)
禾 生	小形山集会所	23日(水)	小形山・大原
	禾生地域コミュニティセンター	24日(木)	四日市場・月見ヶ丘・川茂
		25日(金)	古川渡・井倉
東 桂	東桂地域コミュニティセンター	28日(月)	鹿留(宮下・沖・古渡)
		29日(火)	十日市場・蒼竜峡団地・境
		3月 1日(水)	桂町・上夏狩・下夏狩
三 吉	宮原自治会館	2日(木)	三吉地区全域
開 地	大津集会所	3日(金)	開地地区全域
田 原 上 谷 中央・つる つる・下谷	市役所税務課	6日(月)	田原1～4・川棚
		7日(火)	上谷1～6・上谷
		8日(水)	中央1～4・つる1～2
		9日(木)	つる3～5・羽根子・下谷1～4・下谷
全 地 区	市役所税務課	10日(金)	市 内 全 域 (指定日に申告をしていない方)
		13日(月)	
		14日(火)	
		15日(水)	

所得税・住民税の申告期間は、二月十六日から三月十五日までです。

申告は、所得証明書および納税証明書などの基礎となる大切なものです。忘れずに正しい申告をしてください。

なお、各地区により、申告していただく日程が違いますので、別表申告相談日程表をご覧ください。

申告相談を受けてください。

申告をしていただく方

平成十二年一月一日現在、市内に住所のある方、または市内に居住している方で、次に該当する方。

- ① 事業所得(営業・農業・その他の事業)、配当所得、不動産所得、利子所得および雑所得のあった方
- ② 給与のほかにも所得のある方や、給与を二か所以上から受けている方
- ③ 給与所得のみの方で次に該当する方
- ④ 勤務先から給与支払報告書の提出を受けていない方
- ⑤ 医療費控除を受けられる方
- ⑥ 平成十一年中に退職した方
- ⑦ どのような扶養にもなっていない方
- ⑧ 所得がない世帯であっても、どなたかが必ず申告してください

申告のときにお持ちいただくもの

- 印鑑・ハガキ(相談日を通知らせるハガキ)

※ハガキが届かなくても申告義務があると思われる方は、申告相談日程表をご覧のうえ最寄りの申告会場へおいでください。

- 平成十一年中の所得がわかるもの

所 得 税 税 理 士 無 料 相 談

日 時 2月22日(火) 午前10時～午後3時

場 所 市役所3階大会議室

※相談においてになるときは、収入・経費のわかるものをお持ちください。

- ① 給与所得者は、給与支払報告書または事業主の証明書(働いた日数・日給・年間所得額)
- ② 営業所得者・不動産所得者などは、収支のわかる帳簿など、農業所得者の場合は耕作した作付面積のわかるもの
- ③ 生命保険料・個人年金保険料・損害保険料などの控除証明書
- ④ 医療費の領収書、保険金などで補てんされた金額がわかるもの。

なお、医療費については明細を作成しておいてください

- ⑤ 学生は、学生証明書(在学証明書)

※不明な点については、お問い合わせ先

問合先 税務課 市民税担当